

令和7年のかきへい死に係る経営安定対策の資金一覧

項目	広島県漁業振興資金 【かき養殖経営安定緊急対策資金】	令和7年度かきへい死に係る資金	農林漁業セーフティネット資金
融資機関	広島県信用漁業協同組合連合会	広島県信用漁業協同組合連合会	日本政策金融公庫 農林水産事業
資金使途	漁業経営資金 (既借入金の償還金、購買未払金は除く)	同左	災害又は社会的・経済的な環境変化の影響を受けた方の資金繰り支援
貸付対象者	かき養殖業を営むものであって、令和7年度漁期におけるかきの養殖収入額が、前年同時期の収入額と比較して10%以上低下していることについて、市町長の被害認定を受けたもの	令和7年度かきの大量へい死の影響により、養殖漁業経営が悪化し、資金繰りに支障を来たしている呉市内の漁協に属するかき養殖事業者 ただし、「かき養殖経営安定緊急対策資金」への乗換を原則とし、乗換時には左記同様に被害認定が必要です	漁業者であって、次のいずれかに該当する方 ・漁業に係る所得が総所得の過半（法人にあっては漁業売上高が総売上高の過半）を占めている方 ・漁業粗収益が200万円以上（法人にあっては漁業売上高が1,000万円以上）である方
貸付限度額	個人5,000万円 法人5,000万円 ただし、前年同時期と比較した水揚げ高低による減少額が5,000万円に満たない場合は、減少額の範囲内	個人5,000万円 法人5,000万円	【一般】個人600万円 法人600万円 【特認】簿記記帳を行っている方に限り、経営規模等から貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合には、年間経営費の6/12に相当する額又は粗利益の6/12に相当する額のいずれか低い額とすることができます
償還期間 (うち据置)	10年以内 (2年以内)	同左	15年以内 (3年以内)
貸付利率	無利子 (県と市町が利子を負担します)	無利子 (呉市が負担します)	年1.35~2.05% (令和7年12月18日現在) ※借入時の金利は、金融情勢により毎月変動します。 ・市町長から被災内容の証明（災害であることの証明）を受けた場合、貸付当初5年間、最大2%の利子助成（ただし利子助成は1,000万円まで）
その他要件	・市町長の被害認定が必要（呉市が発行します） ・市税及び県税の未納がないこと	・原則、「かき養殖経営安定緊急対策資金」へ乗換 ・市税の未納がないこと	・市町長の被災証明が必要（呉市が発行します） ・国税の未納がないこと
債務保証	全国漁業信用基金協会の保証を受けられる方 <u>保証料1.0%（令和7年度かきへい死に係る資金からの 乗換の場合は、保証料1.21%）（呉市が負担します）</u> ※別途出資金が必要となる場合があります ※保証人が必要となる場合があります	全国漁業信用基金協会の保証を受けられる方 <u>保証料1.0%（呉市が負担します）</u> ※別途出資金が必要となる場合があります ※保証人が必要となる場合があります	・保証料は不要 ・担保及び保証人は、ご相談の上、決めさせていただきます
問い合わせ先	【制度や被害認定に関する事】 市町の水産関係部署（個人経営の方はお住いの市町、法人経営の方は本所が所在する市町） 【融資に関する事】 広島県信用漁業協同組合連合会 本店： 電話 082-247-2301 広島西支店：電話 0829-55-0027 地御前支店：電話 0829-36-1214 江能支店： 電話 0823-40-0087 音戸支店： 電話 0823-52-2561 福山支店： 電話 084-982-2386	広島県信用漁業協同組合連合会 本店： 電話 082-247-2301 広島西支店：電話 0829-55-0027 地御前支店：電話 0829-36-1214 江能支店： 電話 0823-40-0087 音戸支店： 電話 0823-52-2561 福山支店： 電話 084-982-2386	日本政策金融公庫 広島支店 農林水産事業 融資課 電話 082-249-9152